

令和2年3月 湖南省定例教育委員会 会議録

1. 開催日時 令和2年3月19日(木) 午後3時から

2. 開催場所 湖南省役所西庁舎2階 教育委員会室

3. 会議に出席した委員 谷 口 茂 雄
岩 城 見 一
森 本 ゆかり
伊 藤 真 昭
古 川 美智子

4. 会議に欠席した委員 なし

5. 会議に出席した事務局職員 8名

6. 会議を傍聴した人 なし

7. 会議案件

日程第1 報告第13号

湖南省教育委員会の経過について

日程第2 報告第14号

後援・共催名義の使用承諾について

- (1) リズム体操・レクダンス講習会及び交流会（後援）
- (2) 希望が丘トレイルランニングレース2020（後援）
- (3) 第33回滋賀生命尊重のつどい（後援）
- (4) 令和2年度「豊かな心をはぐくむ家庭づくり」（家族ふれあいサンデー推進運動）に関する絵画・ポスターならびに作文の募集（後援）
- (5) 湖南省スポーツ少年団主催事業（共催）
- (6) 令和2年度湖南省スポーツ協会主催事業・令和2年度湖南省スポーツ協会傘下競技団体主催事業（共催）

日程第3 報告第15号

後援・共催名義承認事項の変更について

- (1) 滋賀県春のドッジボール選手権 第9回びわこカップ
- (2) むすび座人形劇『どんどこももんちゃん』

(3) 劇団こなんヒストリア特別公演第6弾「美し松のそよ風」

日程第4 報告16号

市内児童生徒の問題行動について

日程第5 報告第17号

市内児童生徒の交通事故について

日程第6 報告第18号

令和元年度要保護・準要保護児童生徒就学援助費の受給認定について

日程第7 報告第19号

平成31年度区域外就学・指定校変更について

日程第8 議案第11号

後援・共催名義の使用承諾について

(1) やまもりハプン▶希望が丘～自然の中で体当たり図画工作～

日程第9 議案第12号

湖南省個別の指導計画に関する要綱の一部を改正する要綱について

日程第10 議案第13号

湖南省スポーツ振興補助金交付要綱の制定について

日程第11 議案第14号

湖南省奨学資金給付条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

日程第12 議案第15号

湖南省青少年育成推進員設置に関する規則を廃止する規則の制定について

日程第13 議案第16号

湖南省少年センターカウンセラーの委嘱について

日程第14 議案第17号

湖南省子育てサポーターの委嘱について

日程第15 議案第18号

湖南省スポーツ推進委員の委嘱について

日程第 16 議案第 19 号

湖南省社会体育施設休場日の変更について

日程第 17 議案第 20 号

湖南省総合体育館の使用時間の変更について

日程第 18 議案第 21 号

湖南省社会体育施設（雨山テニスコート練習用コート）の使用許可申請方法の変更について

日程第 19 議案第 22 号

湖南省学校教育きらめきサポーター事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

日程第 20 議案第 23 号

湖南省公立学校職員服務規程の一部を改正する規程の制定について

日程第 21 議案第 24 号

湖南省教育委員会事務局組織規則及び湖南省立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する等の規則の制定について

日程第 22 議案第 25 号

湖南省教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

日程第 23 協議事項

- (1) 令和 2 年 5 月定例教育委員会の開催日程について
- (2) その他

事務局

今回提出の案件のうち、「日程第10議案第13号、湖南省スポーツ振興補助金交付要綱の制定について」を4月に回させていただきます。

教育長

教育長報告に入らせていただきます。
まず3ページ、新型コロナについて、2月19日、第1回新型コロナウイルス対策会議がもたれております。
7ページ、新型コロナについてのお知らせ文書を出しました。
新型コロナについてですが、4ページの2月25日火曜日、臨時校長会を

開き、新型コロナウイルスに係る出停扱いについて、8ページの資料を出しています。

26日は庁内の新型コロナウイルス感染症対策会議を朝行い、議会後には本部会議を行っています。

27日は臨時教育委員会を開いておりましたところ、安倍首相が全国一律の小中高休校を要請されました。

28日には臨時校長会を開き、市長・教育長連名の文書を発出しました。9ページに資料として付けてあります。庁内では、第3回の新型コロナウイルス感染症対策会議が開かれました。

3月2日には、副市長と私で議員全員協議会に出向いて、湖南省の動きを副市長が、湖南省教育委員会の動きを私が議員に説明しました。

また当日、臨時校長会を開き、卒業式の実施等についても協議しました。

3月4日は第4回新型コロナウイルス感染症対策会議本部会議を開きました。

6ページ、3月5日は第5回の新型コロナウイルスの対策会議本部会議を開き、9日は臨時校長会で新型コロナウイルスの協議を行いました。

3月18日も臨時校長会を開き、10ページの教育長指示事項を4月からの新学期に備え参考にしてもらおうと渡しております。これについては後で触れさせていただきます。

議会関係ですが、25日に教育方針を説明し、3月3日から代表質疑が始まりました。これについては4月の校長会資料でお知らせしたいと思っております。

以上が議案（1）の経過報告です。

4月8日からは学校を開けようとしています。9日からは通常の集団登校もあります。27日の段階では、1名の罹患者が出た場合は中学校区を閉校し、2つの中学校区にわたって出た場合は市内全部を休校にすると決めましたが、4月以降もそれでいくのかどうか見直しをかけています。

台湾では、春節の時期に中国大陸からの旅行者をシャットアウトし、封じ込めに成功しています。台湾の休校基準は1名出た場合は学級閉鎖、2学年にわたって出た場合は休校です。私はそれに切り換えたかどうかと思っているのです。そうすることで休校以外の学校は今やっている預かり、給食ができます。それを23日の臨時の総合教育会議で湖南省の対応として出したいと思えます。23日にしたのは、24日までの方針で3学期まで休校は決まっていますので、25日からどうするかと、今日の夜、政府で専門家の会議が開かれますから、これの結論を受けて、来週の早いうち、23日の午前には出ているのではないかと思います。できるだけ早いうちにとのことで23日夕方となりました。急な日程で申し訳ないですが、総合教育会

議を開かせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員

先ほどの資料の中で、春休み中の登校日はなく、離任される先生等も子どもたちは会わずにそのままということですが。

教育長

それはコロナのことがなくても離任式はしないと校長会で決めておりました。その日は欠席にならないので、子どもの安全のためにやめておこうとなりました。

ちなみに、昨日の新聞に載っておりましたが、滋賀県教委が春休みには中学校の部活をしていいというのを流し、文科省は同じに駄目というのを流しているのです。文書として滋賀県教委には届いていなかったようです。今日の新聞では米原、守山は24日に登校日を設定し、25日からの部活も時間も決めて解禁するそうですが、湖南市は解禁せず、中止です。

その辺も23日の総合教育会議に出させていただきますかと思ひます。

他に何かありますか。ないようですので承認することについてよろしいですか。

各委員

－ 全員承諾 －

教育長

それでは、報告第13号について、承認することと致します。

それでは続きまして、日程第2報告第14号、後援・共催名義の使用承諾について、生涯学習課から願ひします。

- (1) 名称 リズム体操・レクダンス講習会及び交流会（後援）
主催 リズムアップ石部
期日 令和2年4月11日
会場 菩提寺まちづくりセンター
- (2) 名称 希望が丘トレイルランニングレース2020（後援）
主催 希望が丘トレイルランニングレース実行委員会
期日 令和2年4月12日
会場 希望が丘文化公園及び鏡山周辺ハイキングコース
- (3) 名称 第33回滋賀生命尊重のつどい（後援）
主催 母と子の命を守る会
期日 令和2年6月28日
会場 近江八幡市・G-NETしが

- (4) 名称 令和2年度「豊かな心をはぐくむ家庭づくり」（家族ふれあいサンデー推進運動）に関する絵画・ポスターならびに作文の募集（後援）
 主催 滋賀県青少年育成県民会議
 期日 令和2年4月上旬から9月24日（ポスター）
 11日（作文）
 11月14日（表彰）
 会場 大津市和爾文化センター
- (5) 名称 湖南省スポーツ少年団主催事業（共催）
 主催 湖南省スポーツ少年団
 期日 令和2年4月1日から令和3年3月31日
 会場 湖南省総合体育館 他
- (6) 名称 令和2年度湖南省スポーツ協会主催事業・令和2年度湖南省スポーツ協会傘下競技団体主催事業（共催）
 主催 湖南省スポーツ協会、湖南省スポーツ協会傘下競技団体
 期日 令和2年4月1日から令和3年3月31日
 会場 総合体育館 他

質疑もないようですので、承認することについてよろしいですか。

各委員

－ 全員承諾 －

教育長

それでは、報告第14号について、承認することと致します。
 それでは続きまして、日程第3報告第15号、後援・共催名義承認事項の変更について、生涯学習課からお願いします。

- (1) 名称 滋賀県春のドッジボール選手権 第9回びわこカップ
 開催中止
- (2) 名称 むすび座人形劇『どんどこももんちゃん』
 開催中止
- (3) 名称 劇団こなんヒストリア特別公演第6弾「美し松のそよ風」
 期日変更 令和2年7月19日

教育長

質疑もないようですので、承認することについてよろしいですか。

各委員

－ 全員承諾 －

教育長

それでは、報告第15号について、承認することと致します。

日程第4報告第16号、市内児童生徒の問題行動について、日程第17報告第4号、市内児童生徒の交通事故について、学校教育課より説明をお願いします。

非公開

教育長

承認することについてよろしいですか。

各委員

－ 全員承諾 －

教育長

それでは、報告第16号、17号について、承認することと致します。

日程第6報告第18号、令和元年度要保護・準要保護児童生徒就学援助費の受給認定について、学校教育課より説明をお願いします。

事務局

これは毎月の審査基準に基づいた審査です。停止と書いてある3件については、市外の転出が2戸、転学と書いてあるのは他学校へ転学したケースです。A認定が4件です。

以上です。

教育長

承認することについてよろしいですか。

各委員

－ 全員承諾 －

教育長

それでは、報告第18号について、承認することと致します。

日程第7報告第19号、平成31年度区域外就学・指定校変更について、学校教育課から説明をお願いします。

事務局

これも報告であります。85ページをご覧ください。

区域学就学・指定校変更については決まりがありますので、それにのっかって認めております。

なお、先ほど教育長から出ましたいじめによる指定校変更を考えているというのは2件ありますので、また総合教育会議でご相談をさせていただ

きたいと思います。
以上です。

教育長

承認することについてよろしいですか。

各委員

－ 全員承諾 －

教育長

それでは、報告第19号について、承認することと致します。
日程第8報告11号、後援・共催名義の使用承諾について、生涯学習課から説明をお願いします。

(1) 名称 やまもりハプン▶希望が丘～自然の中で体当たり図画工作～
主催 モファ
期日 令和2年5月3日から5日
会場 滋賀県希望が丘文化公園文化ゾーン

質疑もないようですので、審議結果につきましては承認と認め、議案第11号につきまして審議結果を可決することによりよろしいでしょうか。

各委員

－ 全員異議なし －

教育長

異議なしと認め、議案第11号の審議結果を可決致します。
続きまして、日程第9議案第12号、湖南省個別の指導計画に関する要綱の一部を改正する要綱について、学校教育課から説明をお願い致します。

事務局

93ページからをご覧ください。改正理由に書いてありますとおり、平成29年に人権擁護課が市民環境部から総務部、そして平成30年に子育て支援課が幼児政策課と子ども政策課に分かれたということで、このことについての改正ができていなかったため、今回改正するものです。課の名前が変わっております。

教育長

質疑もないようですので、審議結果につきましては承認と認め、議案第12号につきまして審議結果を可決することによりよろしいでしょうか。

各委員

－ 全員異議なし －

教育長

異議なしと認め、議案第12号の審議結果を可決致します。
続きまして、日程第11議案第14号、湖南省奨学資金給付条例施行規則の

一部を改正する規則の制定について、生涯学習課から説明をお願い致します。

事務局

101ページをご覧ください。改正の内容について2点ございます。

1点は、申請するに当たり、申請者の負担軽減を図るために、納税証明書の提出を求めないとさせていただきたいこと。

2つ目、申請様式を改めて簡略を図りたいとのことです。旧様式を108と109ページに掲載しております。本日お配りしました資料の中で、A4で湖南省奨学金給付帳票付票がございますが、規則では108、109ページを保管する意味で、これを記載していただいております。書いていただかなくてよくするために、103ページと104ページに変更させていただきたいものです。

教育長

条件がどれですか。父子家庭、母子家庭と書いてあるが、これが条件ですね。

事務局

滞納がないことが条件になっていないので納税証明書は要りません。

教育長

奨学金は何も条件はなしですか。

事務局

所得の制限です。

納税証明書は滞納があるかないかを判断しているだけなので。そのほかに住民票の記載事項、在宅証明等は出していただいております。変わったところだけをお出しさせていただきました。

教育長

出すものが106ページにありますね。(4)は消すと。(5)の所得証明は。

事務局

要ります。所得制限があるので。

教育長

ここでハードルが1つあると。

事務局

その他審査に必要とする書類があと幾つかあるのですが、その中に、この帳票付票があったのですが、省略させていただこうと思っています。

教育長

審査は誰がするのですか。

事務局 基本的に課の中でしていきまして、最後、教育委員会にお出しさせていただく形です。

教育長 最後、出てくるわけですか。

事務局 今年からそのようにさせていただきます。

教育長 外部がやってないの。課員がやっているの。

事務局 そうです。昨年までは審査会を設けていたのですが、開かなくても交付は決定できるであろうということと、審査会は年に2回しかしませんので、交付が遅れることがあるのです。

委員 ずっと税金を納めてなくてもいいということですか。

教育長 これを抜くとずっと税金を納めてない可能性があるのではないかと。

事務局 そうですね。親御さんが税金を納めてないことが子どもの学びの機会に影響してくるのはどうなのかというところがあるのと、もう1つは、納税されていないことがそれで分かったとしても、納税してくださいねとしか言えない。

教育長 今日だけじゃないけど、二、三日前にもらって瞬間に判断しないといけない。これがちょっと駄目なのではないですか。前も後援名義のときに差し戻して次の月にもう一回やるのはありましたが、そういう意見が出てきた中では議論していかないと。長くするかというのも1つですが、考える裁量も今ないのです。あくまで今ある中で判断をしていかないと。いけないと。

事務局 ちなみに、県内で今同じ給付制度を持っているところで、納税証明書を添付させているのは湖南市だけです。

教育長 そういう資料は、そっちは分かって出してくるのですが、こちらは分かってない、持ってない。それを今日の瞬間に判断せよというので、そもそもこの奨学金はこういうところからスタートしたのだと言われてしまうと分からないのです。これはそもそもからやって判断してないから、その難しさがあるのを前に通して文句言われて思ったのですが。

今、委員さんがおっしゃるように、親は納税してないが、子どもに罪な

いと金はもらえるのはどこがおかしいのと違うのと、それも理屈としてあると思いますがね。これ、高校とか大学とかそういうやつでしょう。教育外のやつね。

もう少し時間とりましょうか。どうですか。

事務局

納税の有無を条件とすることができないから証明書が要らないではないかということですが、条件にはなっていないとしても提出してもらって、もしくは納税の有無を条件とするようにしたほうがいいのかという気もしいではないです。

事務局

私が生涯学習課の課長補佐を10年ほど前させていただいたのですが、そのことの少し前に教育長がおっしゃったように、人権的な教育的な配慮の中で、この奨学金をさせていただいて、あの頃は貸与だったのです。回収が大変だったので給付になったということがあるのですが、そのときに、方向が若干変わって必要な書類あるいは基準をもう一回見直しましょうとなったときに、福祉サイドの基準を参考にさせていただいたのです。今日の時点がどうか正確に言えませんが、納税証明書を求めています。それが無いと通さないという基準の中でしているのを、それを導入してやってきました。

ただ、あの頃は教育的な配慮、人権的な配慮という考え方が結構残っていたので、一定のラインは決めていたのですが、グレーの部分は結構あったのです。

だから、審査会を別にやって、そこでこの子はこの基準で考えたら駄目だが、救ってあげないといけないのと違うかという意見が出たときに救っていたのです。

でも、それをやってしまうと、透明性に欠けてくるので、それはどうだということの中で、透明性を担保するために、基準を決めて白か黒かを決めてしまうことになって、審査委員会でグレーの部分をどうしようかをやめて、このラインとなってきた段階で今回の話が出てきたという形で、ここ二、三年でその基準が昔の変わっているという流れの中だとは思いますが。

それをどう考えるかは教育部としてどうするかということなのですが。

事務局

税務課に確認したときには、税金を納めてないからといって奨学資金が振込まれたら差押えすることはしませんと言われてますし、そこは全然別のお話だと考えてもらったいいとのことでした。

もしも納税証明書を出してもらえなくて滞納が気になるということであれば、この人が申請されていることを情報提供させていただく中で確認は

できます。そこで納税が遅れている方がおられたら納税してくださいとお伝えすることは、できないことではないかと思えます。私たちが納税してくださいと頼む立場なのかどうかは、公務員としては当然しないといけませんが、そこは分けて考えてもいいのではないかというのが考え方です。

教育長

給食費でも一緒なのです。要保護、準要保護もそこからの引落としはできないのです。一旦保護者に渡して払ってと言って払ってもらっているのです。

事務局

私も5年間この事務に関わっていますが、滞納という人はほとんどいません。それが現状です。税金を納めてない人に、何で税金を使って給付するのというのは、疑問が感じられる方がおられるのは当然だと思っています。

委員

払えなくて払えないと払わない人がいます。保育料から給食費からずっと払わなくて高校に行くから下さいというのもありますね。

教育長

まあ、そうですね。

委員

人権的に言ったら、それでも子どもを学びたいから出してあげるといのはすごくいいことだと思うのです。そこはすごく賛同できるのですが、そしたらええという感じがするのですけど。

教育長

それは大事だと思いますよ。一市民の感覚を教育委員会で披瀝いただいて。

どうですか。

委員

今議論になっているのは納税証明書が要るかどうかですね。その他必要の中に入れ込むこともできるかなと思ったりしました。

教育長

今は(4)で明文化されているが、それを削ってその他審査が必要な書類に入れて、やっぱり納税証明書が要ると。今は要るよに大分傾いてきましたね。

どうですか。

委員

難しいな。でも、要保護、準要保護の場合にはきちっと出ますよね。それを基準にしてA認定か、B認定か、そうじゃないか決めて非常にすっき

りしているわけです。こっちは確かにすっきりしないね。

教育長

今はすっきりしていますね。基準が決まっているんです。所得水準は決まってて、これでいきましょう。そのほかに納税証明書はなぜ提出を求めるとかという、ちゃんと納税ができているどうか見るため。つまり、納税がたまっていると、そこはハードルになりますよということです。そのハードルをなくしましょうと。やっぱりそのハードルは要るのと違うという意見なんです。

だから、グレーゾーンはなくなると。そういう意味で審査会は開かなくて事務レベルでできると。

委員

何人ぐらいもらっているのですか。

事務局

年間60人から80人ですね。

委員

結構もらっているね。

事務局

大体各学年10人ぐらいです。

委員

全く別のことですが、所得証明があることは納税していることとイコールではないのですか。

事務局

所得はお金があるだけという話で。

委員

それはどこが証明しているのですか。

事務局

税務課ですね。もしくは確定申告書を出してもらって。税金がかかっているかかかっていないかは税務課しか分かりませんから、それを実際に次に払うかどうかの問題なので。

教育長

所得証明が出れば税金幾らは分かるけど、それが納税するかは。

事務局

その次のアクションですね。はい、分かりました。

事務局

滞納しているのは当然悪いことですが、その中でも2つあると思います。全く納付に応じないと分納誓約もして履行している場合でも認めないのかと。

ただ、この制度の一番厄介のところは、制度の趣旨は社会に有意な青少

年の育成とのことで、間違っても給付対象の生徒は将来的には保護者みたいに滞納しない青少年でなければならないのですが。

納税証明書を出してもらうことで、滞納していたら駄目だろうと類推される方はいらっしゃると思いますし、ひょっとしたらそれが歯止めになっているかもしれないという認識しております。

ただ、納税証明書であっても、お金がかかりますので困っておられる方に少しでも負担を減らしたいのも一方であると。

委員 これ同じ役場の中で問い合わせて、払っていますよでは駄目なのですか。

事務局 税務課でこちらが一覧表をつくり情報を。

教育長 個人情報のやりとりだから難しいと思います。

委員 同じ役場の中では。

委員 300円ぐらい出したら証明書がもらえるのでしょうか。

事務局 中には子どもさんが親の助けが借りられないのでということで申請してくる子もいますので。

教育長 これ、今日通さないと駄目なのですか。

事務局 いえ、4月でも大丈夫です。

教育長 では、もう一回出してください。

事務局 はい、分かりました。

教育長 今日はここまでにしましょう。今の意見は、この条項は要するという意見が4人とも出ていますから、結構強いです。担当課はここはなくしたほうがいいのではないかという意見で、もちろん出しているのですが、また4月もこの議論が出てくるということで、またご意見をまとめておいていただくということにしたいと思います。

委員 もう1つ、これ人権擁護という立場からこの制度はあると思うのですが、奨学資金というのは勉強するのを奨励するためのお金でしょう。ですから、

そのときにもらっている子どもさんが実際にちゃんと学校で勉強しているのかはチェックしているのですか。そのあたりも本当はちゃんとやっておかないといけないのでは。

事務局

在学証明を最終とらせていただいているのと、交付するときに、これをもってどんなことをしたいか書いてもらうのですが、終わりにどんなことをできたか報告してもらっています。

教育長

だけど、それは出したら終わりという形式でしょうという話です。それこそ今、おっしゃったように、これは社会に有意な子どもを育てるというのだったら、この奨学金、もらって放しではなくてきちんと有意な子どもとに育てているのと。

委員

何なら成績証明を付ける勢いで。

委員

大体普通、奨学金をもらうとき、ちょっといい奨学金だったら、必ずそれまでの証明書を出さないともらえませんよ。

事務局

そうすると、初め終わりにそれなりの審査をしないということになりますね。

委員

そういうことです。奨学金だからちゃんとそれに値することを学校でしていないといけないのが原則になると思います。

事務局

勝手にやめてないかという在学しているかというレベルが正直なところでは。

教育長

今だったらそうですね。在学確認だけだから。
そうでなくて、それは退学等したらこれはとりますよというふうになっていると思いますが。

委員

ある程度、中間の調査とか欲しいですね。市の税金を使っているわけだから。

教育長

これは今は施策としては一般施策に切り替わっていますから、もともとの出発かそういう人権的施策が色濃くあって、いわゆるグレー部分、だけどやっぱりというのがあったのですが、そこはなくしてクリアにしていると。

委員 これ読んでいる限りは、収入低いかどうかだけで給付が決まっている様な感じで、その辺は奨学金としてはもの足りないという感じがどうしてもしなくてはならない。

教育長 なるほど。この際、補強しようという意見が出てきていると。

3月定例はこういうことにしたいと思います。また4月に議論していきたいと思います。

続きまして、日程第12議案第15号、湖南省青少年育成推進員設置に関する規則を廃止する規則の制定について、生涯学習課から説明をお願いします。

課長 113ページ、114ページで提案させていただいています。

今現在、非常勤特別職の位置づけでございますが、4月から会年度任用職員に変わるので廃止という提案をさせていただきます。よろしくお願いします。

教育長 質疑もないようですので、審議結果につきましては承認と認め、議案第15号につきまして審議結果を可決することによりよろしいでしょうか。

各委員 — 全員異議なし —

教育長 異議なしと認め、議案第15号の審議結果を可決致します。

続きまして、日程第13議案第16号、湖南省少年センターカウンセラーの委嘱について、生涯学習課から説明をお願い致します。

事務局 115ページからですが、117ページ、118ページで提案させていただいております。前年度と同じ先生に委嘱をさせていただきと思いますので、よろしくお願いします。平成17年からお世話になっております。

教育長 ここの任用理由にも書いてあるように、継続している少年や保護者がいて、心理カウンセリングもしてくれているので、今の先生でいいと思います。

質疑もないようですので、審議結果につきましては承認と認め、議案第16号につきまして審議結果を可決することによりよろしいでしょうか。

各委員 — 全員異議なし —

教育長

異議なしと認め、議案第16号の審議結果を可決致します。
続きまして、日程第14議案第17号、湖南省子育てサポーターの委嘱について、生涯学習課から説明をお願い致します。

事務局

121ページに名簿、122ページに委嘱状、123ページに設置要綱を付けさせていただきます。

任用が単年度になっております。令和2年度については昨年度と変わらず変更なしという形で提案をさせていただきたいと思っております。

教育長

審議結果につきましては異議なしと認め、議案第17号につきまして審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員

－ 全員異議なし －

教育長

異議なしと認め、議案第17号の審議結果を可決致します。
続きまして、日程第15議案第18号、湖南省スポーツ推進委員の委嘱について、生涯学習課から説明をお願いします。

事務局

127ページをご覧ください。

25名以内で任期は2名という形で要綱が定まっています。15番までの方は今までの継続の方になります。今現在の任期で3人再任されたので、人数が定員に満たないことと、活動に支障が出てくるおそれがございますので、来年度から新たに4名の方を委嘱させていただきたいと考えております。

教育長

審議結果につきましては異議なしと認め、議案第18号につきまして審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員

－ 全員異議なし －

教育長

異議なしと認め、議案第18号の審議結果を可決致します。
続きまして、日程第16議案第19号、湖南省社会体育施設休場日の変更について、生涯学習課から説明をお願いします。

事務局

131ページをご覧ください。湖南省の石部南運動場についてです。現在、条例では休館日が月曜日、祝日の翌日、12月28日から翌年1月4日までの間になっておりますが、こちらの指定管理をしており、石部南まちづくり

協議会と石部南まちづくりセンターと一緒に指定管理していただくこともあり、利用については地区の方が非常に多いとのことで、その要望も受けて石部南まちづくりセンターの休日と同じように国民の祝日と12月29日から1月3日の間を休場日としたいと申請が上がっております。昨年、一昨年も同じような形でさせていただいております。

教育長

質疑もないようですので、審議結果につきましては承認と認め、議案第19号につきまして審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員

－ 全員異議なし －

教育長

異議なしと認め、議案第19号の審議結果を可決致します。
続きまして、日程第17議案第20号、湖南省総合体育館の使用時間の変更について、生涯学習課から説明をお願い致します。

事務局

本日お配りさせていただきました施設の使用期間の変更についての一覧表をご覧ください。

総合体育館の使用時間については、6月1日から9月30日までは午後10時まで、それ以外は午後9時までになっております。

ただ、平成27年10月からその当時、現在もそうですが、文化体育事業団、指定管理者との協議により、通年、午後10時まで開けていただくとのことで運用をまいりました。来年度から新たに三幸スポーツマックス共同事業体が指定管理者となりますが、そちらからこれまで同様に午後10時までの使用時間とさせていただきたいと申請がありました。

教育長

審議結果につきましては異議なしと認め、議案第20号につきまして審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員

－ 全員異議なし －

教育長

異議なしと認め、議案第20号の審議結果を可決致します。
続きまして、日程第18議案第21号、湖南省社会体育施設（雨山テニスコート練習用コート）の使用許可申請方法の変更について、生涯学習課から説明をお願いします。

事務局

こちらも条例については、7日前までに申請を出すということになっているのですが、練習用コートは大会開催時の練習用に使うのが大体の使われ方であったので、7日前までに言わなくてもよいというふう運用して

いただいています。その中で利用者から予約をできるようにしてほしいとの要望が上がってきたということで、2か月ぐらいの間、運用で見ていただいていたのですが、平日に関しては事前予約も可能にできるだろうという結論に達したとのことで、そのように運用していくと報告をいただいたものです。

教育長

審議結果につきましては異議なしと認め、議案第21号につきまして審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員

－ 全員異議なし －

教育長

異議なしと認め、議案第21号の審議結果を可決致します。

続きまして、日程第19議案第22号、湖南省学校教育きらめきサポーター事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、日程第20議案第23号湖南省公立学校職員服務規程の一部を改正する規程の制定について、日程第21議案第24号、湖南省教育委員会事務局組織規則及び湖南省立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する規則の一部を改正する等の規則の制定について、日程第22議案第25号、湖南省教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、教育総務課から説明をお願いします。

事務局

こちらは4月1日から公立幼稚園、石部幼稚園、石部南幼稚園の運営は社会福祉法人こころざしに移管されることより、公立園がなくなるということで、資料は139ページから始まり、143ページの新旧対照表を見ていただきたいのですが、きらめきサポーターの定義、(2)幼稚園を削除するための改正です。

続いて、23号です。こちら石部幼稚園、石部南幼稚園が民間に移管されることについての一部訂正です。資料は149ページの新旧対照表をご覧くださいいただきたいのですが、幼稚園及びを削除する改正です。

続きまして24号。こちら幼稚園が民間移行するのに関しての規則の改正等です。関連するものが4つございまして、資料154ページをご覧くださいいただきたいのですが、1つ目、湖南省教育委員会事務局組織規則の一部改正で、155ページからの新旧対照表をご覧くださいいただきたいのですが、幼稚園に関する文言を削除させていただき改正及び会計年度任用職員制度が始まりますので、職員の区分として会計年度任用職員については、その他の職員という形で区分させていただきますので、その文言が追加となります。156ページに記載させていただいております。

次、第2条、資料154ページに戻っていただき、湖南省学校の学校医、学

校歯科医及び学校薬剤師の公務災害保証に関する規則の一部改正で、新旧対照表は157ページ、湖南省立幼稚園長及びを削除する改正です。

154ページの第3条、公立園がなくなることにより幼稚園の管理運営に関する規則が不要になりますので廃止、という改正です。

以上が幼稚園の民間移行に係る改正になります。

最後に議案25号、資料159ページからになります。改正理由は、会計年度任用制度に移行するに当たり、本来教育委員会で任命する職員については任用事務を教育委員会ですることが基本で、従前までは人事課で実施していたのですが、この4月からは教育委員会で事務をすることに伴い、合理化を図るため、市長部局の公印規則に合わせる形でデータまたは印影を使うことに関しての改正を加えさせていただきました。

以上です。

教育長

質疑もないようですので、審議結果につきましては承認と認め、議案第22、23、24、25号につきまして審議結果を可決することよろしいでしょうか。

各委員

— 全員異議なし —

教育長

異議なしと認め、議案第22、23、24、25号の審議結果を可決致します。以上で議案は全て終了致しました。次に5月の教育委員会の開催日時を協議致します。

— 協議の結果、5月27日水曜日 午前10時半と決定 —

教育長

他に何かございますか。ないようですのでこれで3月の定例教育委員会を閉会致します。ありがとうございました。

閉会 午後5時00分